

○地域力応援基金助成金（チャレンジ助成・チャレンジプラス助成）交付要綱

平成31年 3月15日

30地地発第13552号

改正 令和3年12月10日 3地地発第13131号

令和4年7月20日 4地地発第11594号

（目的）

第1条 この要綱は、大田区積立基金条例（昭和39年条例第8号）に基づく地域力応援基金を活用し、地域課題及び区政課題の解決に取り組む区民活動団体の事業に対して助成金を交付することにより、大田区区民協働推進条例（平成17年条例第10号）に定める区民活動団体による新たな地域課題又は新規事業への取組を支援するとともに、区民活動における協働を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、大田区区民協働推進条例で使用する用語の例による。

（対象団体）

第3条 申請が可能な団体は、あらかじめ大田区区民活動情報サイト管理運営要綱（平成22年7月14日22地地発第11297号区長決定）に基づき登録している区民活動団体（以下「登録区民活動団体」という。）で、申請時において設立から5年以上かつ地域力応援基金助成金の交付事業の終了から2年以上経過する団体とする。

（対象事業）

第4条 助成金の対象となる事業は、区民を対象とし、公益性が認められ、社会貢献につながり、広く地域に開かれた非営利事業で次の各号に掲げるものとする。

（1）チャレンジ助成 別表第1に掲げる活動に係るもののうち、登録区民活動団体が新たな地域課題又は新規事業へ取り組み、当該活動を発展させる意向のあるものとし、登録区民活動団体の提案する事業を実施するもの

（2）チャレンジプラス助成 前号に規定する事業かつ区が提示するテーマに即した事業を実施するもの

（対象期間）

第5条 助成金の対象となる事業は、新規で申請をした場合は、その翌年の4月1日から翌々年の3月31日までの間で開始し、終了するものとする。

2 第12条で規定する助成事業実績報告書の提出及び第8条で規定する継続交付申請書の提出をした事業については、第9条で規定する審査により1回に限り事業を継続することができる。継続が承認された事業は、継続承認された年の4月1日から翌年の3月31日までの間で開始し、終了するものとする。

（助成金額）

第6条 助成金額は次に定めるものとし、予算の定めるところにより交付するものとする。

（1）チャレンジ助成については、新規が1事業当たり上限を200万円、継続が承認された事業の助成金額は、1事業当たり上限を150万円とする。

（2）チャレンジプラス助成については、新規が1事業当たり上限を250万円、継続が承認された事業の助成金額は、1事業当たり上限を187万円とする。

（対象経費）

第7条 助成金の対象となる経費は、第4条で規定した活動に係る事業に必要な経費のうち、別表第2に掲げるもので区長が必要と認める経費とする。

2 別表第2に掲げる経費のうち、次の各号に掲げる経費は、当該各号に定める額を限度とする。

（1）物品購入費 1物品につき取得金額の100分の20を限度とし、本経費全体では申請金額のおおむね100分の25を限度とする。

(2) 委託費 申請金額のおおむね100分の20を限度とする。ただし、法令の定めによる配慮など区長が特別の事由があると認めたときはこの限りではない。

(申請)

第8条 登録区民活動団体は、助成金を新規申請しようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）を、継続して申請しようとするときは、継続交付申請書（別記第2号様式）を別に定める日までに区長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、申請をすることはできないものとする。

(1) 他の助成制度から申請事業と同一の事業又は同一の事業と判断できる事業で助成を受けるとき及び受けることを決定しているとき。

(2) この要綱に基づき、同一団体が同一年度中に複数の事業について申請しようとしているとき。

(3) 申請事業と同一の事業又は同一の事業と判断できる事業で大田区区民活動積立基金及び地域力応援基金助成金による助成金の交付を受けたことがあるとき又は交付を受けた団体と同一の団体であるとみなされるとき。

(4) 第19条第1項第1号、第2号及び第6号に規定する事由により交付決定の取消しを受けたことがあるとき又は受けた団体と同一の団体であるとみなされるとき。

(審査)

第9条 大田区区民協働推進会議設置要綱（平成17年3月16日付区交発第435号区長決定。以下「設置要綱」という。）により設置された大田区区民協働推進会議（以下「区民協働推進会議」という。）は、設置要綱第2条第3項の規定に基づき、助成金の交付内容を審査し、区長に推薦するものとする。

(交付決定)

第10条 区長は、第8条の規定による申請があったときは、前条の区民協働推進会議の審査及び推薦を受け、助成金の交付先及び交付金額を決定するものとする。

2 区長は、助成金の交付を決定したときは交付決定通知書（別記第3号様式）により、助成金を交付しないことを決定したときは不交付決定通知書（別記第4号様式）により、助成金の交付を申請した登録区民活動団体に通知するものとする。

3 区長は、第1項において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正又は条件を付して助成金の交付の決定をするものとする。

4 前項の規定により助成金の交付の申請に係る事項につき修正又は条件を付してその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該助成事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(申請の撤回)

第11条 前条第2項の規定により通知する場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる旨を申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第12条 第10条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けたもの（以下「助成団体」という。）は、助成金の対象事業が完了したときは別に定める期日までに助成事業実績報告書（別記第5号様式。以下「報告書」という。）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、助成金の対象事業の円滑かつ適正な遂行を図るため必要と認めたときは、助成金の対象事業終了前に助成金の対象事業の報告を求め、又は調査することができるものとする。

3 助成団体は、前項の規定により報告を求められたときは書面により報告するものとする。

(是正のための措置)

第13条 区長は、前条第2項の規定による報告又は調査の結果、適正に遂行されていない又は第10条

第3項の規定により付した条件に適合しないと認めるときは、助成団体に対して是正の措置を講じることが命ずるものとする。

2 区長は、助成団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 区長は、前項の規定により助成事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、助成団体が当該助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第20条第1項第6号の規定により当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

(助成金額の確定)

第14条 区長は、第12条第1項の規定により提出された報告書を審査し、助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは第10条の規定により決定された交付決定額の範囲内で交付すべき助成金額を確定し、金額確定通知書(別記第6号様式)により助成団体に通知するものとする。

2 区長は、助成金額の確定に際し、必要に応じて助成団体に対し助成金の対象事業に係る帳簿等の閲覧又は写しの提出を求めることができる。

(支払)

第15条 区長は、第10条の規定により決定された交付金額に基づき助成団体から提出された請求書(別記第7号様式)により、助成金の対象事業の実施年の4月には交付金額の10分の6を前期分として、助成金の対象事業の実施年の10月には交付金額の10分の4を後期分として概算払するものとする。

2 助成金の支払は、口座振替とする。

(精算)

第16条 精算については途中の精算を省略し、第14条の規定により助成金額が確定したときにまとめて精算するものとする。

2 区長は、精算時に助成金額の確定の結果過払が生じたときは、返還通知書(別記第8号様式)により過払した金額を助成団体に返還させるものとする。

(変更及び中止)

第17条 助成団体は、助成金の対象事業を遂行するに当たり、次の各号のいずれかに該当したときはあらかじめ区長の承認を受けるものとする。ただし、第1号及び第2号の変更が軽微であるときはこの限りでない。

(1) 助成金の対象事業に要する経費の支出対象を変更しようとするとき。

(2) 助成金の対象事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 助成金の対象事業を中止しようとするとき。

(事故報告等)

第18条 区長は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに助成団体をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに助成団体にその処理について適切な指示をしなければならない。

(公表)

第19条 区長は、助成団体の交付申請書及び報告書について公開できるものとする。

(交付決定の取消し)

第20条 区長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。

- (3) 助成金の交付決定の内容と当該助成事業の実施結果が著しく異なるとき。
  - (4) 助成金の対象事業を中止しようとするとき。
  - (5) 第8条の規定により申請できないことが明らかとなったとき。
  - (6) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
  - (7) その他区長が必要と認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかにその内容を助成団体に対して交付決定取消通知書（別記第9号様式。以下「取消通知書」という。）により通知する。
  - 3 第1項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第21条 区長は、助成金の交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
  - (2) 助成団体が助成事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき（助成団体の責に帰すべき事情による場合を除く。）。
  - (3) 助成団体が助成事業に要する経費（助成金によって賄われる部分を除く。）を負担することができないとき（助成団体の責に帰すべき事情による場合を除く。）。
- 2 区長は、前項の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。

- (1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 3 前項の助成金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準ずるものとする。

- 4 第10条第2項の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

（助成金の返還）

第22条 区長は、第20条第1項又は第21条の規定により助成金の交付の決定を取り消したときにおいて、当該助成事業の取消し部分について既に助成金が支払われているときは、第20条第2項に規定する取消通知書により期限を定め、その返還を助成団体に命ずるものとする。

（返還加算金及び延滞金）

第23条 前条の規定により返還の請求を受けた助成団体は、助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金額（その一部を納付したときにおけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年率10.95パーセントを乗じた額を加算して返還しなければならないものとする。ただし、第20条第1項第4号の規定に該当した場合で、区長がやむなく履行できなかったと認めたときはこの限りではない。

- 2 助成団体に対し、助成金の返還を命じた場合において、助成団体がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（返還加算金の計算）

第24条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用について

は、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により返還金の納付を命じた場合において、助成団体の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第25条 第23条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の助成金等の一時停止等)

第26条 区長は、助成団体に対し助成金の返還を命じ、助成団体が当該助成金、返還加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第27条 助成団体が助成事業により取得し、又は効用を増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けさせなければならない。ただし、助成金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、地域力応援基金助成金（チャレンジ・チャレンジプラス）の交付に必要な事項は、地域力推進部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、平成31年度の実施事業として新規で申請をした場合の事業の期間は、同項中「その翌年の4月1日から翌々年の3月31日まで」とあるのは「その年の4月1日から翌年の3月31日まで又はその翌年の4月1日から翌々年の3月31日まで」とする。
- 3 前項の規定による申請で助成金の交付決定を受けた場合は、第15条第1項の規定にかかわらず、概算払の時期は「実施年の4月」を「実施年の9月」及び「実施年の10月」を「実施年の12月」とする。

付 則（令和3年12月10日3地地発第13131号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年7月20日4地地発第11594号）

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	活動分野
1	高齢者や障がい者の地域生活の支援を行う活動
2	子育ての充実を図る活動
3	地域医療との連携を図る活動
4	社会教育又は、スポーツの推進を図る活動
5	まちづくり又は、観光の推進を図る活動
6	環境の保全を図る活動
7	文化又は、芸術又は、国際化の推進を図る活動

8	防災又は、地域安全又は、消費者の保護を図る活動
9	人権擁護又は、男女共同参画社会形成の促進を図る活動
10	子どもの健全育成を図る活動
11	その他公益性があり、広く地域貢献につながる活動

別表第2（第7条関係）

対象経費	謝礼、事務用消耗品費、物品購入費、リース・レンタル料、印刷料、郵送料、保険料、委託費、会場使用料、その他経費
------	--

第1号様式（第8条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第10条関係）

第4号様式（第10条関係）

第5号様式（第12条関係）

第6号様式（第14条関係）

第7号様式（第15条関係）

第8号様式（第16条関係）

第9号様式（第20条関係）